

○住宅地造成事業等にかかる消防水利の同意（協議）に関する運用要綱

（平成18年6月1日）

第1条 この運用要綱は、住宅造成事業にかかる消防水利の同意に関し、消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）第4条に定める消防水利の配置に関して最少限度必要な水利を確保することを目的とする。

第2条 住宅地造成地における消防水利は、消防水利の基準第4条の規定に基づき設置するものとする。ただし、5千平方メートル未満の造成地における消防水利は、消火栓のみを設置することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既存の公設消防水利（消防水利の基準第3条に適合する消火栓に限る。）が消防水利の基準別表に掲げる数値以下で設置されている場合はこの限りでない。ただし、消防活動上支障となる場合には、消防水利の設置を指導するものとする。

3 5千平方メートル未満の宅地造成地に、消防法施行令第29条に基づく連結送水管の設置を必要とする建築物を建築する場合は、送水口付近に防火水そう又は消火栓を設置するものとする。また、5千平方メートル以上の場合については、第3条第1項第1号の表に掲げる基準に基づき連結送水管の送水口付近に設置するものとする。

第3条 住宅地造成地にかかる土地の面積が5千平方メートル以上の造成地においては、消火栓のほか防火水そう（40立方メートル以上）を次により設置するものとする。ただし、消防法第21条の規定に基づく消防水利として指定を受けたもの及び消防法施行令第27条に基づき設置された消防用水（有効水量40立方メートル以上のものに限る。）は、これを「防火水そう」と読み替え有効な消防水利として適用するものとする。

(1) 当該地域の面積に応じ防火水そうを次の表に掲げるところにより設ける。

住宅地の造成面積	防火水そうの設置数
5千平方メートル以上 3万平方メートル未満	1基以上
3万平方メートル以上 6万平方メートル未満	2基以上
6万平方メートル以上 9万平方メートル未満	3基以上
9万平方メートル以上	3基に3万平方メートル又はその端数の面積を増すごとに1基を加えた数

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。